

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成19年8月22日

【事業年度】 第153期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 明治海運株式会社

【英訳名】 Meiji Shipping Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 内 田 和 也

【本店の所在の場所】 神戸市中央区明石町32番地

【電話番号】 神戸078(331)3701

【事務連絡者氏名】 経理グループ長 水 野 敏 郎

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区上目黒一丁目18番12号  
明治海運株式会社 東京本部

【電話番号】 東京03(3792)0811

【事務連絡者氏名】 経理グループ長 水 野 敏 郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 1. 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第153期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項について追加事項がありましたので、証券取引法第24条の2第1項の規定に基づき、本訂正報告書を提出するものであります。

## 2. 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3. 【訂正箇所】

訂正箇所は、\_\_\_\_\_で表示しております。

### 第一部 【企業情報】

#### 第4 【提出会社の状況】

##### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項) <省略>

(株主総会の特別決議要件) 記載なし

(役員報酬および監査報酬の内容) <省略>

(訂正後)

(株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項) <省略>

(株主総会の特別決議要件)

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

(役員報酬および監査報酬の内容) <省略>

以 上